

萩市民病院経営強化プラン策定委員会設置要綱

(設置及び目的)

第1条 萩医療圏において、公立病院としての役割を果たすとともに、健全な経営を推進していくため、「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」(令和4年3月29日付け総財準第72号総務省自治財政局長通知)の主旨を踏まえ、萩市民病院経営強化プラン(以下「経営強化プラン」という。)の策定及び計画的な推進を図ることを目的に、萩市民病院経営強化プラン策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、経営強化プランの策定及び点検・評価に関することとする。

(組織)

第3条 委員会は別表に掲げる委員をもって組織し、市長が任命する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置く。委員長は市民病院長をもって充て、副委員長は副市長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 委員会には、必要に応じてオブザーバーを置くことができる。
- 6 委員の任期は、選任の日から前条に掲げる所掌事務が終了する日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長は委員長をもって充てる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 委員会の会議は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 5 委員会の会議は、原則として公開とする。ただし、委員長が特に必要と認める場合は、非公開とすることができる。

(庶務)

第5条 委員会の事務局を市民病院事務部に置き、委員会に係る庶務を行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、令和5年7月28日から施行する。

(別表)

区 分	委 員
開設者 (萩市)	副市長 総務部長 総合政策部長 福祉部長 保健部長 消防長
管理者 (市民病院)	院長 副院長 診療部長 看護部長 事務部長
事務局	市民病院事務局